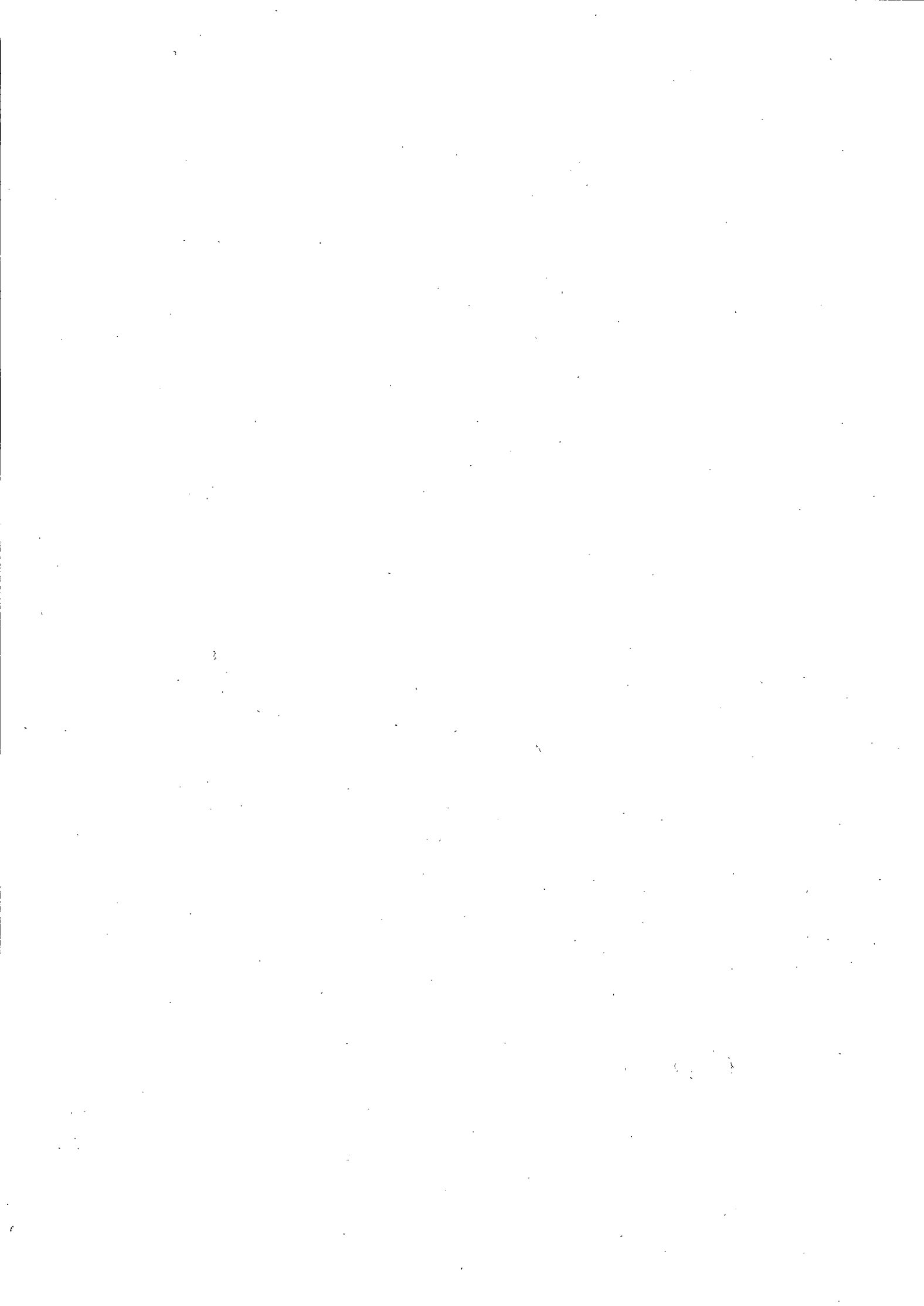


令和4年1月19日

令和4年千葉市教育委員会会議第1回定例会

[議案書]

千葉市教育委員会



千葉市教育委員会会議第1回定例会議事日程

令和4年1月19日(水)
午後2時開会

- 1 開 会
- 2 教育長職務代理者の指名
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 会期の決定
- 5 議事日程の決定
- 6 議決事項

議案第1号 幕張新都心若葉住宅地区への小学校の新設について

……………1

[企画課]

- 7 その他
- 8 閉 会

議案第1号

幕張新都心若葉住宅地区への小学校の新設について

幕張新都心若葉住宅地区への小学校新設について、次のとおり決定するものとする。

令和4年1月19日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

- 1 幕張新都心若葉住宅地区小学校・公益施設用地内に小学校を新設する。
- 2 令和8年4月開校とし、新設小は最大時に約900人の児童の受入れを見込み、具体的には基本設計の作成段階において、機能等を検討していく。
- 3 整備手法について、直接施工方式を採用する。

議 案 説 明

千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 3 号の規定に基づき、議決を求め
るものであります。

令和4年1月19日

令和4年千葉市教育委員会会議第1回定例会

[参考資料]

議案第1号関係…………… 1



幕張新都心若葉住宅地区への小学校の新設について

1 幕張新都心若葉住宅地区の概要

(1) 幕張新都心構想

- 次の基本コンセプトのもとに、「職」、「住」、「学」、「遊」の複合機能が集積した、未来型の国際業務都市の形成を目指す。

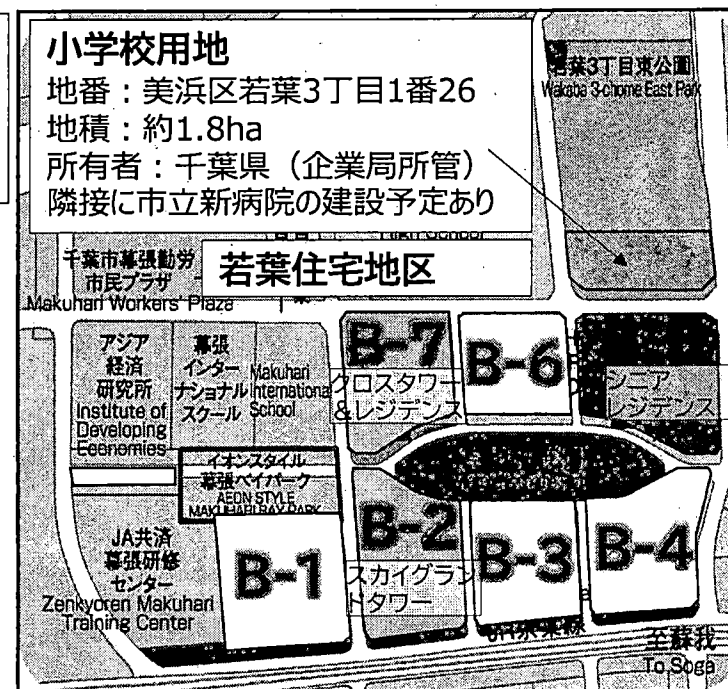
- 1 幕張メッセを核とした国際的な業務機能の集積
- 2 先端・成長産業の中核的業務機能及び研究開発機能の集積
- 3 先端技術産業に対応する高度な人材を育成する学術・教育機能の集積
- 4 新しい時代の社会的ニーズやライフスタイルに対応した快適で魅力的な居住環境の実現

(2) 若葉住宅地区の概要

- 幕張新都心若葉住宅地区街づくりグループを事業者として、千葉県が策定したマスタープランに基づき、居住人口約10,000人、住宅戸数約4,500戸の新たな街づくりが進行。

(3) 若葉住宅地区の住宅供給計画及び通学区域

- 若葉住宅地区はB-1からB-7までの街区で構成
- B-7、B-2街区は既に入居が開始し、B-3街区が令和6年3月に入居が開始する見込み。
※ B-5街区はシニアレジデンスとなることが報道発表(令和3年9月)
- 若葉住宅地区の指定校は打瀬小学校・打瀬中学校



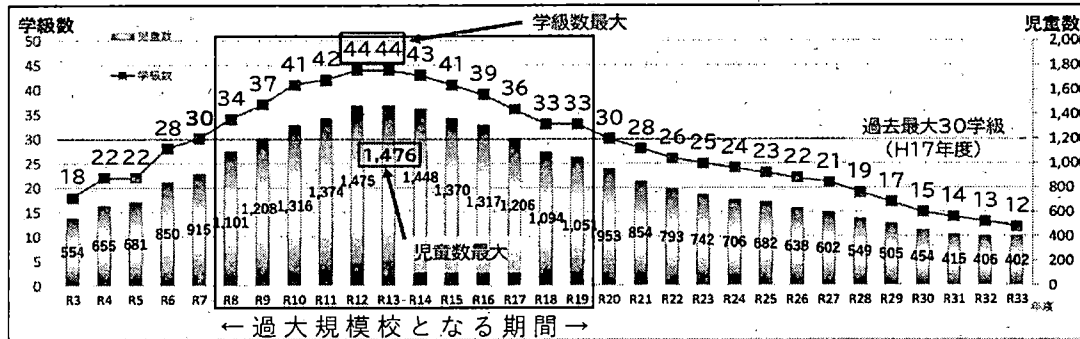
幕張新都心若葉住宅地区への小学校の新設について

2 小学校新設の必要性

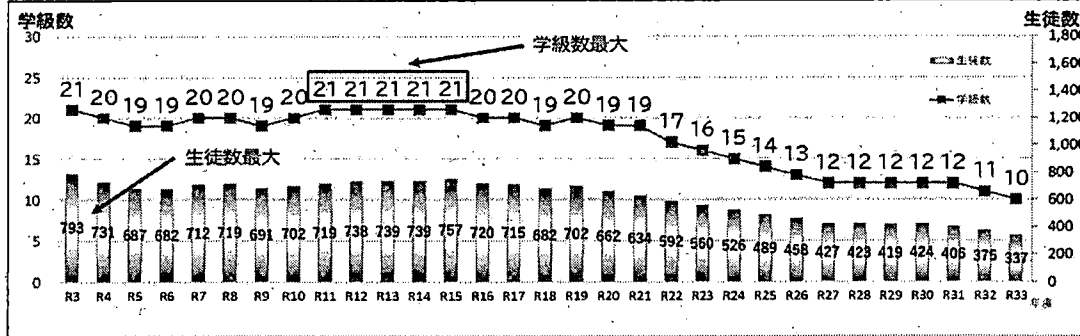
打瀬小学校及び打瀬中学校で児童生徒を受け入れた場合の推計（学級数は本市独自の学級編成で試算。特別支援学級は含まない。）

- 打瀬小の既存施設の範囲内では、今後の住宅供給に伴う児童の全ての受入れを行うことが困難であるため新たに小学校を設置する必要がある
- 住宅供給や入居の状況等不透明な部分が多くあることから、今後も継続して住宅供給の推移を注視する

■ 打瀬小(22教室)



■ 打瀬中(33教室)



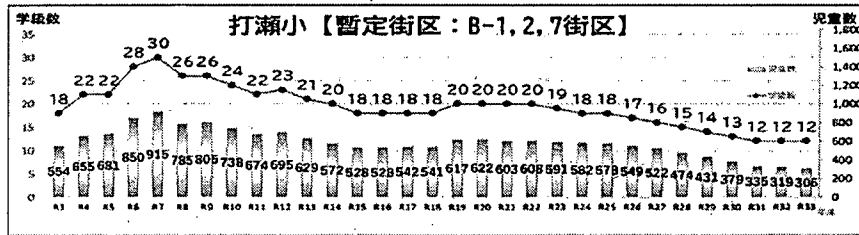
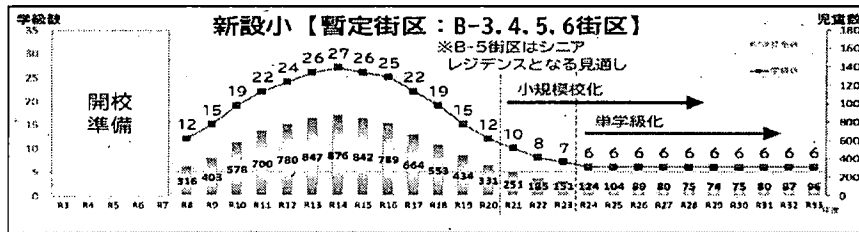
※ 中学校の生徒については、打瀬中の既存施設で受入れが可能となる見込み

幕張新都心若葉住宅地区への小学校の新設について

3 小学校新設の基本方針

- (1) 小学校を新たに設置する。(打瀬小の過大規模校化解消に向けた分離新設)【過大規模校：31学級以上】
- (2) 新設小と打瀬小で分散して若葉住宅地区の児童の受入れを行う。
- (3) 中学校は設置しない。
- (4) 計画地は小学校・公益施設用地とする。新設小は約1.8ha程度の利用を想定。
- (5) 開校年度を令和8年度とする。
- (6) 開校から当面の間の急激な学級数増加に必要な応じて方策を検討するとともに、長期的に両校の児童数の減少が見込まれることから、「千葉市学校適正規模・適正配置実施方針」の考え方にに基づき、新設小が小規模校となり、かつ両校が統合しても教室不足が生じない等、教育活動に支障がなくなった際に分離元である打瀬小へ統合することを想定した学校整備を行う。

■ 児童数・学級数推計（令和3年度算出時点）※ 令和4年以降は推計値。（令和7年以降は全学年1クラス35人編成で試算）特別支援学級は除く。

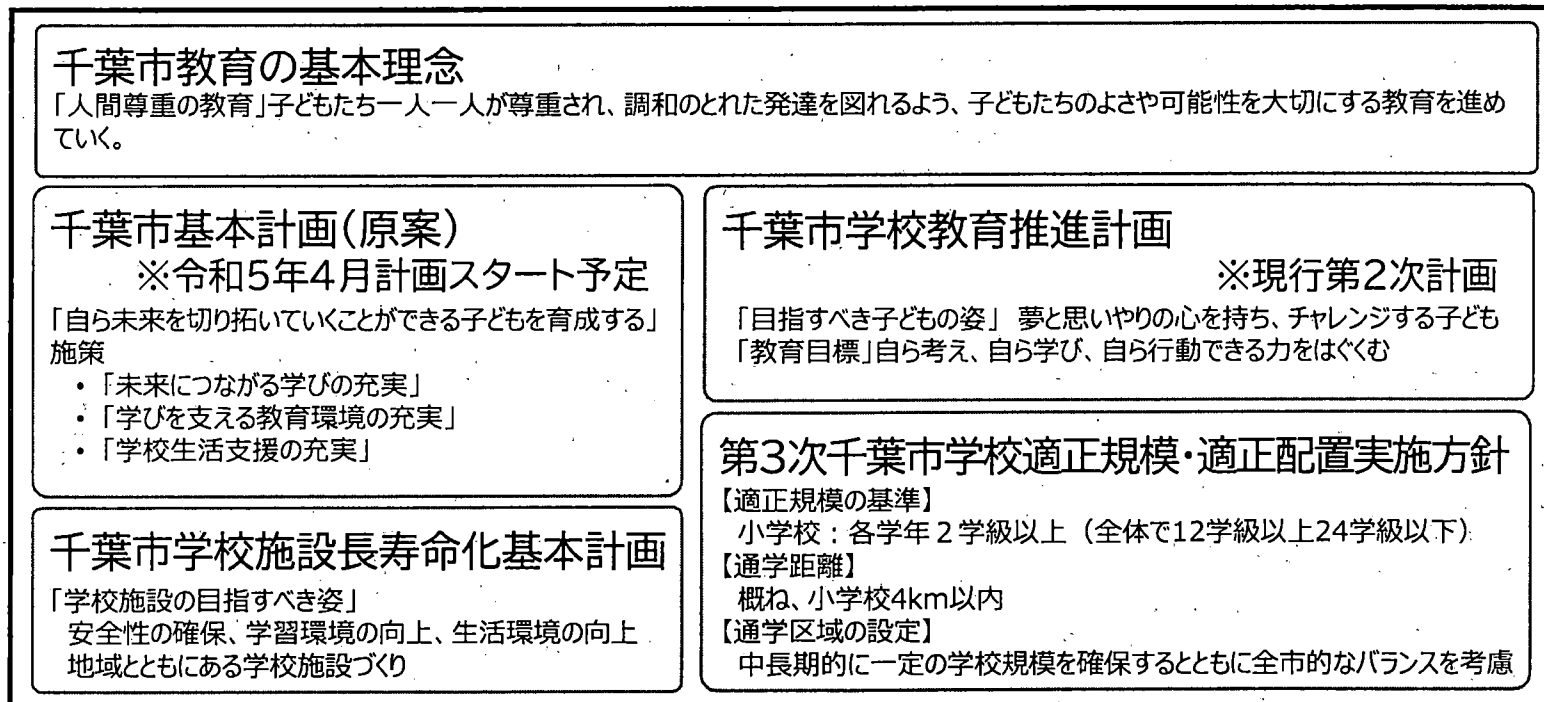


幕張新都心若葉住宅地区への小学校の新設について

4 小学校新設の基本構想

学校づくりの検討の中心となる基本的なコンセプトを設定するとともに、これからの整備に向けた視点を整理

(1) 学校教育に係る施策等の概要

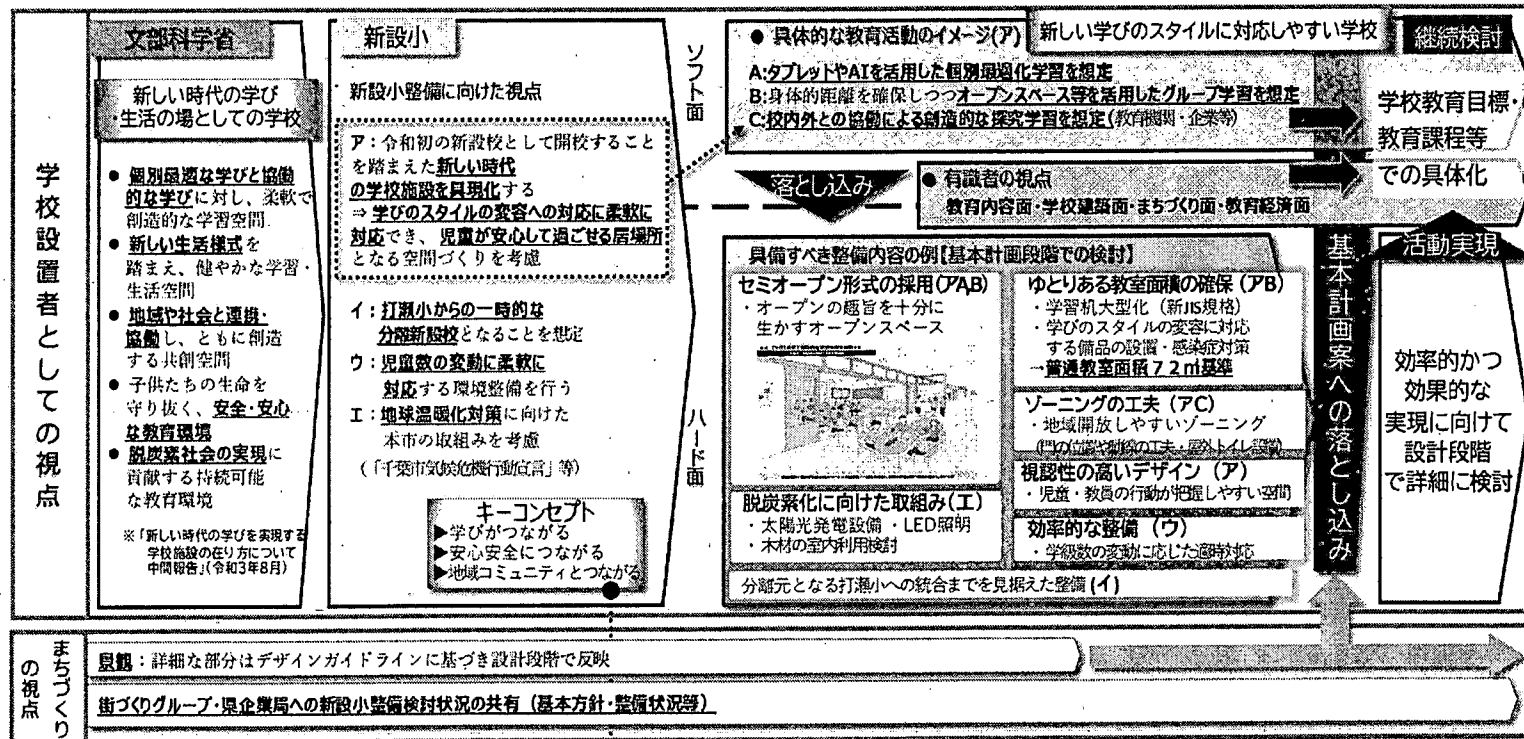


これらの施策等の趣旨を踏まえ学校づくりを進める

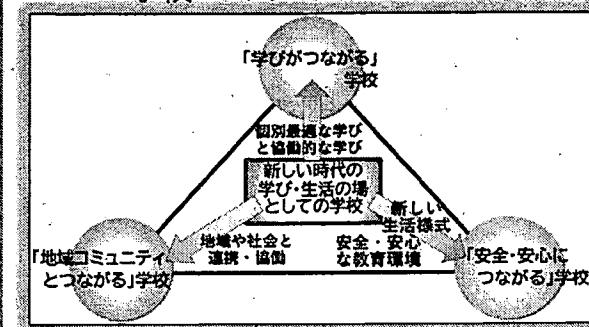
幕張新都心若葉住宅地区への小学校の新設について

(2) 小学校新設整備において必要と考えられる視点

- これからの小学校に求められていく新たな方向性を見定めつつ、打瀬地区の教育環境とのバランスに配慮した学校づくりを行う



学校づくりのコンセプト



『つながる』をキーワードとして3つの基本コンセプトを検討の中心に据え、具体的な取組みを想定した学校づくりを進める

幕張新都心若葉住宅地区への小学校の新設について

5 計画地の概要

(1) 計画地の概要 (小学校・公益施設用地)

地番：美浜区若葉3丁目1番26

地積：約1.8ha

所有者：千葉県(企業局所管)

用途地域：第二種住居地域

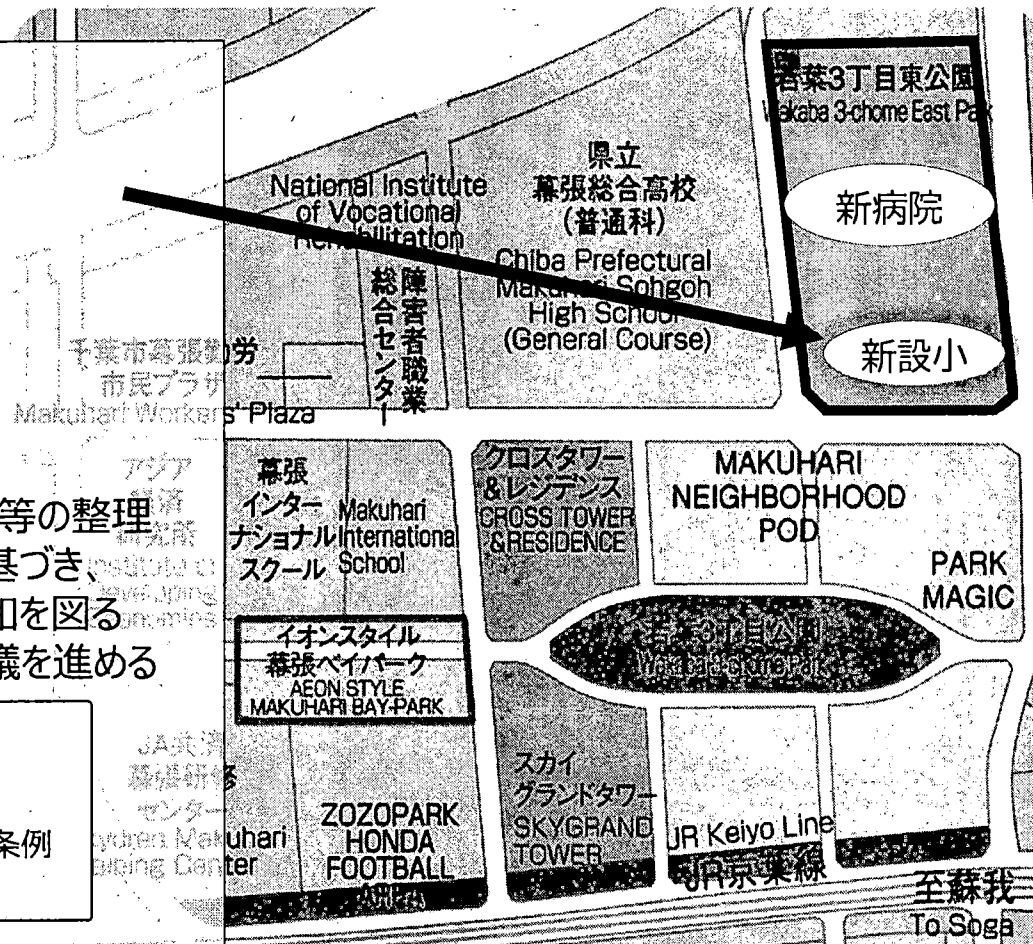
(第一種高度地区 高さ制限31m)

※ 同一敷地内に市立新病院の建設予定あり

(2) 建築条件(都市計画・景観形成等)・関係法令等の整理

- 幕張新都心若葉住宅地区デザインガイドラインに基づき、若葉住宅地区や周辺施設との景観デザインの調和を図る
- 関連法令の趣旨を遵守し、関係機関と適切に協議を進める

- 建築基準法
- 千葉県建築基準法施行条例
- 都市計画法 開発許可制度
- 千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 幕張新都心若葉住宅地区 地区計画 など

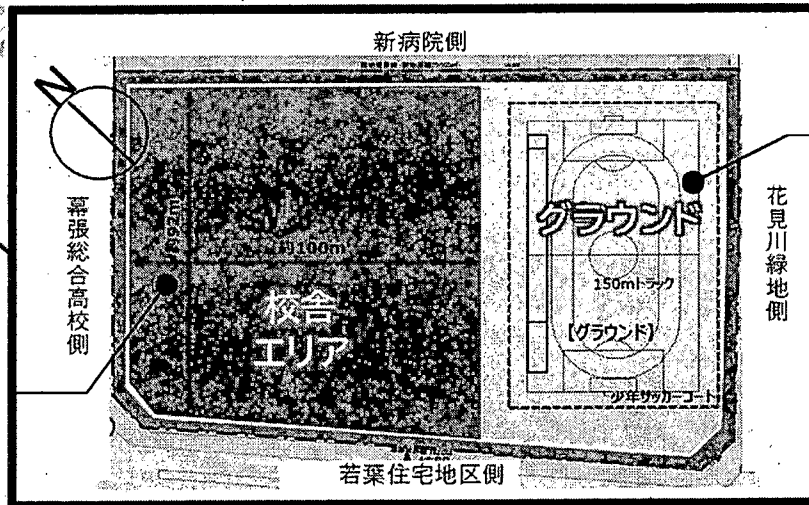
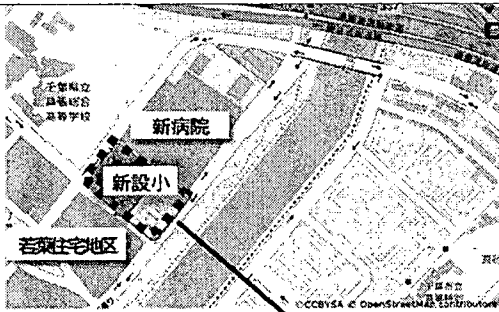


幕張新都心若葉住宅地区への小学校の新設について

6 施設整備方針

(1) 配置計画

採光、通学動線等を総合的に考慮し計画地の配置計画を定める。



- 本市が定める緑化面積を確保
- 急激な児童数増加等に備え一定の空地（建ぺい率）を確保

※ 敷地の形状や寸法等については現地測量の結果により修正する
場合がある

- グラウンドは
150mトラック
直線走路50m
公式の少年サッカーコート
を配置できるスペースを確保

幕張新都心若葉住宅地区への小学校の新設について

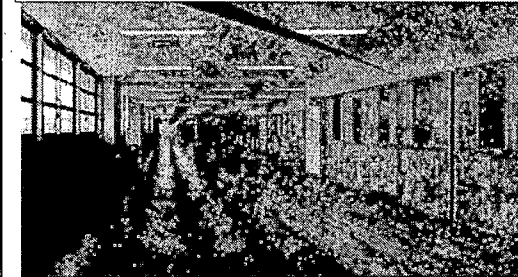
(2) 普通教室

- 学習機の新JIS規格採用を見据え、**普通教室面積は1クラスあたり72㎡程度とする**（従来の教室は64㎡程度）
- 教育活動の展開や生活環境のさらなる充実のため、**セミオープン形式**とする。（教室とオープンスペースとの間に可動式間仕切りを設置）

(3) 計画諸室

- 必要な諸室の構成及び面積の目安を設定する。
（今後の設計段階で変更となる可能性がある）
- 最大27学級までを許容できる計画とする。

(参考)セミオープン形式イメージ



オープンスペースから見る普通教室



普通教室

区分	種類	面積(㎡)	区分	種類	面積(㎡)
普通教室	普通教室(22教室)、特別支援学級、オープンスペース等	2,678	体育施設	体育館、プール	1,385
特別教室	音楽室、メディアセンター等	768	屋外施設	体育倉庫等	100
管理諸室	職員室、保健室、給食室等	960	合計面積		約8,500
共用部分	昇降口、廊下、トイレ等	2,573	※ 現状では児童の放課後の居場所として、アフタースクールの設置を想定		

幕張新都心若葉住宅地区への小学校の新設について

7 校舎の構造

各校舎構造の比較検討

- ①鉄筋コンクリート造
- ②鉄骨造
- ③木造



検討結果: ②鉄骨造を中心とした躯体構造とする

- 安全面・教育活動面では各構造はほぼ同等
 - 他の構造と比較して、建設費のコスト縮減・工期短縮が見込める
 - 将来的に解体工事が必要となる場合にコスト縮減が見込みやすい
- ※ 教育活動の質を確保しつつ経済的な躯体構造とするため、設計段階で詳細に検討

《校舎の構造躯体の一般的な比較》

	鉄筋コンクリート造(RC造)	鉄骨造(S造)	木造(W造)
解体時の環境配慮	躯体は産業廃棄物となる	解体後の建材を再利用可能	解体後の建材を再利用可能
建設費用の目安 (指数表示)	約1.08	1.0	約1.3 ※大規模木造想定
解体費用	15万円/坪 程度	12万円/坪 程度	8万円/坪 程度
建設期間	最も工期が長い	最も工期が短い ※鉄骨の発注時期には注意が必要	RCより工期が短い
事例	市内既存校	・横浜市立みなとみらい本町小学校 ・川崎市立小杉小学校 等	・東松島市立宮野森小学校 等



※1 工期や建設費は発注時期、規模、用途によって変動がある
 ※2 構造種別により外装仕様等も変わるため、全く同性能の場合での比較ではない
 ※3 解体工事費は本体建物の上屋及び基礎のみであり、杭引抜き費用は含まない

幕張新都心若葉住宅地区への小学校の新設について

9 基本計画策定後に継続的に取り組むべき事項

(1) 具備すべき整備内容の詳細検討

- 基本設計段階において校舎プランを深度化
- 開校までの間における教育政策の動向を踏まえ、新設小での教育内容を具体的に検討

(2) 小学校に期待される機能の精査

- 学校教育目的外で期待される機能について関係課等と協議を継続
(児童の放課後の居場所、避難所、地域開放の場等)

(3) 市立新病院との連携

- 施設整備段階に加え、双方の運営面でも協力できるよう協議

(4) 計画地利用に向けた市長部局・県企業局との調整

- 小学校建設に向けた計画地の利用に関する協議を実施

令和4年教育委員会会議第1回定例会出席者(第一・第二会議室)

